

松江市学校給食用物資納入指定業者登録基準

平成 26 年 10 月 1 日制定
公益財団法人松江市学校給食会

公益財団法人松江市学校給食会（以下「本会」という。）が発注する学校給食用食材物資（以下「物資」という。）の納入指定業者を登録する「松江市学校給食用物資納入指定業者登録基準」は、下記のとおりとする。

記

1. 登録業者の範囲

物資の生産・製造・加工・販売を営む法人・個人及び関連団体とする。

2. 基本条件

(1) 原則として松江市内に事業所を有していること。

(2) 食品衛生法第 51 条に規定する営業を行っている者は、同法 52 条に規定する営業許可を有していること。

3. 経営規模

(1) 工場、店舗、販売店等、固定した営業施設を有していること。

4. 信用状況

(1) 学校給食に関して理解があり、協力的であること。

(2) 食品に関する法令その他の規程を遵守していること。

(3) 経営状態が良好で常時安定した営業を行っていること。

(4) 納税義務を履行していること。

5. 衛生状況

(1) 店舗、工場、倉庫、冷蔵設備等衛生管理上必要な設備を完備していること。

(2) 衛生状況が良好であること。

① 食品製造業者並びに乳製品類・魚介類・食肉販売業者は、保健所の「食品衛生監視票」の採点が 80 点以上であること。

② その他の販売業者は、「学校給食用物資納入指定業者登録審査会」の審査結果が良好であること。

(3) 従業員の健康管理が充分行われていること。

6. 供給能力

(1) 本会が発注する物資の銘柄・規格・数量が確保でき、サンプルと齟齬がないこと。

(2) 本会が指定する日時・場所に、物資を遺漏なく納入出来ること。

(3) 納入物資に不良品がある場合は、直ちにその交換又は補充が出来ること。